



三重県公報

平成27年6月19日（金）

第 2709 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
55	三重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(地球温暖化対策課)	2
	公 安 委 規 則		
6	三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
	告 示		
411	救急病院の認定	(地域医療推進課)	3
412	救急病院に該当しなくなった旨	(同)	3
413	育種母樹林の指定の解除	(森林・林業経営課)	3
414	区画漁業の免許の内容となるべき事項等の決定	(水 産 資 源 課)	3
415	土砂災害警戒区域の指定	(流 域 管 理 課)	4
416	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	4
	公 告		
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	15
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	(情報システム課)	15
	正 誤		
	平成27年3月27日付け三重県公報号外	(法 務 ・ 文 書 課)	18

規 則

三重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県知事 鈴木 英 敬

平成二十七年六月十九日

三重県規則第五十五号

三重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

三重県環境影響評価条例施行規則（平成十一年三重県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八号の項中「工場等の用に供する敷地面積が二十」を「工場等の用に供する敷地面積（都市計画法第九条第十二項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十」に改め、同表第十一号の項中「以下同じ。）の面積」の下に「（都市計画法第九条第十二項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）」を加え、同表第十三号の項中「施行区域の面積が二十」を「施行区域の面積（都市計画法第九条第十二項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十」に改め、同表第十四号の項中「施行区域の面積が二十」を「施行区域の面積（都市計画法第九条第十二項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十」に、同表第十五号の項中「施行区域の面積が二十」を「施行区域の面積（都市計画法第九条第十二項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十」に改め、同表第十六号の項中「施行区域の面積が七十五」を「施行区域の面積（都市計画法第九条第十二項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が七十五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年六月十九日

三重県公安委員会委員長 谷 川 憲 三

三重県公安委員会規則第六号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「三課」を「四課」に、「警備第二課」を「警備第二課
サニット対策課」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（サニット対策課）

第三十二条の二 サニット対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 サニットに係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 サニットに係る警護に関すること。
- 三 サニットに係る警戒警備に関すること。
- 四 サニットに係るテロリズム等違法行為の未然防止対策に関すること。
- 五 サニットに係る交通対策に関すること。
- 六 サニットに係る都道府県警察の応援部隊の受援に関すること。
- 七 サニットに係る関係機関等との連絡調整に関すること。

附 則

- に改める。

2 申請期間

平成 27 年 6 月 19 日から同年 9 月 18 日まで

3 免許の内容となるべき事項及び地元地区

別冊のとおり

「別冊」は省略し、三重県農林水産部水産資源課、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 415 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 27 年 6 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滑地北谷	熊野市飛鳥町神山 （詳細は次の図のとおり）	土石流
滑地谷	熊野市飛鳥町神山 （詳細は次の図のとおり）	土石流
佐渡第二	熊野市飛鳥町野口 （詳細は次の図のとおり）	土石流
佐渡-西谷	熊野市飛鳥町佐渡 （詳細は次の図のとおり）	土石流
長谷川	熊野市飛鳥町大又 （詳細は次の図のとおり）	土石流
北ノ谷川	熊野市飛鳥町大又 （詳細は次の図のとおり）	土石流
相ヶ谷中谷	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	土石流
相谷中谷	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	土石流
相谷南谷	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	土石流
佐田谷川	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	土石流
佐田谷川	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	土石流
高更中洞	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 416 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 27 年 6 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
平東谷	熊野市飛鳥町神山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
栃山谷	熊野市飛鳥町神山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
不動谷	熊野市飛鳥町神山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
目力東谷	熊野市飛鳥町神山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
六味谷	熊野市飛鳥町神山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
一の谷川	熊野市飛鳥町野口 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
雨東谷	熊野市飛鳥町野口 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
金石谷	熊野市飛鳥町野口 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中畑谷	熊野市飛鳥町野口 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
佐渡二谷	熊野市飛鳥町野口 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
風呂谷	熊野市飛鳥町佐渡 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
寺の前谷	熊野市飛鳥町佐渡 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
岡地川	熊野市飛鳥町佐渡 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
岡地川	熊野市飛鳥町佐渡 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
佐渡-北谷	熊野市飛鳥町佐渡 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
佐渡-東谷	熊野市飛鳥町佐渡 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
かつか谷	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
広神谷	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
本郷谷	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

尾瀬越下谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
浅里山谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中ぐる谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
星野上谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大台平西谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
横平谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷内西谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷内東谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下久保川	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池田川	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
滝下谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大島谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
星野東谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
尾瀬越東谷	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小又北谷	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石ヶ谷	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小又-東谷	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小又第一谷	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平乃谷川	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小又-中谷	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

小又-西谷	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
木谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷奥谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
波瀬戸谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相ヶ谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相ヶ谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相ヶ谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相ヶ谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
木津呂谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岩渕谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相谷下谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相谷上谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相谷西谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐田下谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐田上谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐田谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐田谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐田谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高更谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

高更谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐渡四東谷	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐渡川富士ノ谷	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
押谷	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐渡四中谷	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊笹谷	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐渡四西谷	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大又	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大台平	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小又第二 2	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小又第二 4	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相ヶ谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高更	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
滑地北洞	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本郷谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岩渕洞	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高更洞	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐渡四東中谷	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐渡川富士ノ洞	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐渡川富士ノ中洞	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

自力	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一ノ谷	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口里 1	熊野市飛島町野口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口里 2	熊野市飛島町野口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口平	熊野市飛島町野口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡 1	熊野市飛島町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡 2	熊野市飛島町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪平	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高更	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐田	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
相谷	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
口相	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷 1	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷 2	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布	熊野市飛島町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星野 1	熊野市飛島町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江竜	熊野市飛島町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池田平	熊野市飛島町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷ノ内	熊野市飛島町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷 3	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小野口	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小西地	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅰ-1	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅰ-2	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅰ-3	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅰ-4	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅰ-1	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅰ-2	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅰ-3	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅰ-1	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅰ-1	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅰ-2	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅰ-2	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅰ-1	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅰ-3	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅰ-4	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-17	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-18	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-2	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-3	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大又Ⅱ-4	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-5	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-6	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-7	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-1	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-2	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-8	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-9	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-10	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-11	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-13	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-14	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-1	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-2	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-3	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-4	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-5	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-6	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-15	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-3	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

神山Ⅱ-4	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-5	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-6	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-7	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-8	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-9	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-10	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-11	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-12	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-13	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-14	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-15	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-16	熊野市飛島町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口Ⅱ-1	熊野市飛島町野口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口Ⅱ-2	熊野市飛島町野口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-16	熊野市飛島町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-17	熊野市飛島町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-1	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-2	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-7	熊野市飛島町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小又Ⅱ-8	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-9	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-11	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-12	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-13	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-14	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-15	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-17	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅱ-1	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅱ-2	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅱ-3	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅱ-4	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅱ-6	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅱ-7	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅱ-8	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅱ-9	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-3	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-4	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-5	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-6	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小阪Ⅱ-7	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-9	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-10	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-11	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-12	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-13	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-14	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-15	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-16	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅲ-1	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅲ-2	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅲ-5	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅲ-5	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅲ-1	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅲ-4	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅲ-6	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅲ-1	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅲ-2	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅲ-6	熊野市飛鳥町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-18	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

佐渡Ⅱ-10	熊野市飛島町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐渡Ⅱ-11	熊野市飛島町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-18	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-19	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅱ-20	熊野市飛島町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大又Ⅱ-19	熊野市飛島町大又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成27年6月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年 6月8日	員弁郡東員町大字鳥取字赤土478-1ほか2筆及び字 壱本杉671-1ほか9筆	三重郡朝日町大字縄生342-1 株式会社高橋地所 代表取締役 高 橋 松太郎

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成27年6月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

電子県庁・電子自治体推進用パソコン 313台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成27年11月6日（金）

(4) 納入場所

三重県本庁舎

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成27年7月22日（水）14時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 納入しようとする物品が調達説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類（「機能及び定価証明書」）（様式1）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班 担当 井上

電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部情報システム課情報基盤班 担当 井上、飯村

電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2207

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成27年7月31日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成27年7月27日（月）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成27年7月31日（金）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 27 年 7 月 31 日（金）14 時

なお、三重県庁内郵便局へは平成 27 年 7 月 22 日（水）から同月 31 日（金）14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班

案件名 電子県庁・電子自治体推進用パソコン入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 27 年 7 月 31 日（金）14 時 05 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携部地域連携総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Computers for use in promoting digitization at the Prefectural Government and municipalities in Mie: 313 units

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, July, 31, 2015.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government Headquarters Post Office branch (*Mieken-cho nai Yubinkyoku*) between Wednesday, July, 22, 2015 and 2:00 P.M. on Friday, July, 31, 2015.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:05 P.M. on Friday, July, 31, 2015.

(4) Managing Authority:

Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3363 (Japanese only)

(5) Language and Currency used in Contract and Bidding Procedures:

Japanese and Japanese currency

正 誤

平成27年3月27日付け三重県公報号外に登載しました、三重県手数料条例の一部を改正する条例中

ページ	行	誤	正
58	5	第百三十九号の三の項	第百三十九号の三の項
	6及び7	第百三十九号の三の項	第百三十九号の四の項
	8	第百三十九号の四の項	第百三十九号の五の項
	9	削り、	削り、同表第百五十一号の五の項を 同表第百五十一号の四の項とし、
61	19	こ、 「別表第十四」を「別表第十四第 一号」に改め、	に改め、
65	下から5	第百三十九号の三の項から第百三十九号の四の項まで	第百三十九号の三の項から第百三十九号の五の項まで
	下から4	削る	削り、同表第百五十一号の五の項を 同表第百五十一号の四の項とする

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
